学校法人制度改革特別委員会 (第6回) 令和4年3月22日(火)

学校法人制度改革特別委員会(第5回)における報告書(案)に対する 主な修正意見

- 1 私立学校法と学校法人の独自性
- 1-2 学校法人の責務と役割
- 「「校務」をつかさどる権限を最大限尊重」との表現中の「つかさどる権限を」は削除 すべき。【川並委員】
- 2 学校法人の機関構造設計の基本的視点と規律上の工夫
- 2-1 法人意思決定の構造とガバナンス構造との適切な構築
- 「現状でも問題がないから改革の必要はないと判断するのではなく、」は、削除すべき。 【小原委員】
- 同じ個所について、「現状でも問題がないとしても改革が不必要であるとは言えない。」 と修文したらどうか。【田中委員】
- 3 学校法人改革の具体的方策
- 3-1 学校法人における理事会・評議員会の地位
 - (1) 学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限 (基本的な考え方)
- 理事会が最終意思決定機関と明記すべき。【小原委員】

(理事会と評議員会との関係性)

- 「必ずしも直ちに不可欠な措置とは言えない。」との表現中の「直ちに」は削除すべき。 【小原委員、田中委員】
- 評議員会の議決事項について、寄附行為で理事会の決議が優先する旨の規定を許すべき ではない。【梅本委員】
- 「その趣旨から、~」の記載については現状維持でよい。【重永委員、田中委員、尾崎 委員】
 - (3) 評議員会のチェック機能によるガバナンス強化 (理事の任期と監事・評議員の任期の関係)
- 注7について、本文中に記載すべき。【佐野委員】

(4) 評議員の選任と評議員会の構成等の適切化

(評議員と理事の兼職の禁止)

- 知事所轄学校法人には評議員と理事の兼職禁止を適用すべきではない。【嵯峨委員】
- 社会福祉法人でも兼職禁止を導入した際に経過措置を規定し慎重を期したが、懸念は生じなかった。【福原主査】
- 評議員数の下限を引き下げた上で、知事所轄学校法人も含めて評議員と理事の兼職を禁止すべきである。【田中委員、尾上委員】

(評議員会の構成)

○ 知事所轄学校法人の役員近親者等の評議員に占める数や割合について、大臣所轄学校法 人と同じ規律にすべき。【佐野委員】

(評議員の任期)

- 評議員の任期を一律に理事より長期にすべきではない。【小原委員】
- 理事・評議員の法律上の任期は上限であり、その中で寄附行為の定めによるのであれば 問題ない。【尾崎委員、梅本委員、重永委員】

3-2 学校法人における監査体制の充実

(2) 重層的な監査体制の構築

(内部統制システムの整備)

○ 「監事への内部通報」は誰が通報するのか明確化すべき。【小原委員】

(会計監査人の整備)

○ 私学振興助成法に基づく監査を私学法に移すことは可能か。【佐野委員】

(子法人の在り方)

○ 「なお、学校法人の健全なガバナンスの実現~」は、はじめに、1-3、2-2 のいずれかに 移動すべき。【佐野委員】

3-3 その他

(「寄附行為」の名称)

○ 寄附行為の名称を定款に変えないことを明確化し「ただし、~」を削除すべき。【小原 委員、嵯峨委員】